

名古屋学芸大学短期大学部単位の認定に係わる成績評価に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、名古屋学芸大学短期大学部学則第14条に規定する単位の認定に係わる成績評価について必要な事項を定めることを目的とする。

(成績評価の方法)

第2条 成績の評価は、筆記試験、口述試験、実技試験、レポート試験、作品審査、その他の方法によるものとし、授業担当教員が最も適切と認める方法で実施する。

(成績評価を受けることのできる資格)

第3条 前条の成績評価を受けることができるのは、学則第13条に定めるところにより履修登録をした授業科目とする。

2 次の各号の一に該当するときは、成績評価を受けることができない。

- 一 授業料等納付金を納入していない者
- 二 授業時数の3分の1を超える時数を欠席した科目
- 三 履修を途中で辞退又は放棄した科目

(成績評価)

第4条 成績評価は、第2条により次の基準により行う。

A+	90～100点	合格
A	80～89点	合格
B	70～79点	合格
C	60～69点	合格
D	59点以下	不合格（再評価を実施）
F		不認定（又は再評価を実施しない不合格）
H		保留
T		認定

(保留)

第4条の2 保留とはやむをえない事由により当該期に評価が行えない場合において、評価を留保し当該期以降の期に成績評価を行うことを言う。

2 保留の場合は、原則として当該科目の授業担当者が評価を出すものとする。

3 保留にできる授業科目は、原則として必修科目に限る。

(再評価)

第5条 各学期に不合格となった科目は、授業担当教員が認めた場合に限り、再度評価を受けることができる。

(再評価の願い出)

第6条 再評価を受けようとする者は、再評価願に別に定める再評価手数料を添えて提出しなければならない。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、成績評価について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2002年4月1日から施行する。

2 1991年4月1日施行の「愛知女子短期大学試験規程」は、これを廃止する。

附 則

1 この規程は、2004年4月1日から施行する。

2 2004年3月31日以前に入学した者については、原則として改正後の規程にかかわらず、第4条及び第4条の2の規程は適用しない。

3 前項の適用しない部分は、改正前の規程を適用する。